

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件とするものである。  
令和2年2月19日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 村田 俊満

## 1. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 那覇空港沖縄ブロック管理装置保守請負（電子入札対象案件）
- (2) 調達案件の特質等 本業務は、那覇空港に設置されている沖縄ブロック管理装置の定期保守及び障害発生時等の緊急保守を行うものである。
- (3) 履行期限（期間） 自）令和2年4月1日  
至）令和3年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県那覇市安次嶺531-3 那覇空港内
- (5) 入札方法 本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）・競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムにより行う。  
なお、電子調達システムによりがたい場合は、契約担当官等に紙入札方式による参加を願ひ出るものとする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪航空局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (9) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。  
  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (10) 次に掲げる業務実績を有すること。  
・平成16年4月1日以降に元請けとして完了した公共機関における情報通信網を利用した監視制御装置の精密点検または製造・納入
- (11) 「サービス・修理体制」の部門及び人員が適正に配置されていること。
- (12) 夜間・休日等の緊急連絡体制が確立していること。
- (13) 障害発生時の技術者の派遣対応が24時間以内に行える体制であること。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3  
大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課  
電話 098-859-5106
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
[https://www.geps.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.geps.go.jp/how_to_use)

- (3) 入札説明書の交付方法  
上記3.(1)の場所において、令和2年2月19日(水)～令和2年3月4日(水)までの間無償にて貸与する。  
なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。
- (4) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法  
令和2年3月4日(水)17時00分までに、電子調達システムにより提出を行うこと。  
ただし、紙入札方式による参加の場合は、令和2年3月4日(水)17時00分までに、上記3.(1)まで持参又は郵送すること。
- (5) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
(ア) 入札書は、電子調達システムにより3.(2)に示すURLに提出すること。  
ただし、契約担当官等から承諾を得た者は、紙により持参又は郵送すること。  
(イ) 電子調達システムによる入札期間  
令和2年3月26日(木)17時00分まで  
(ウ) 紙により持参する場合 令和2年3月27日(金)開札時刻までに開札場所へ持参すること。(ただし、郵送の場合は令和2年3月26日(木)17時00分までに那覇空港事務所総務部会計課へ必着とする。)  
(エ) 開札日時及び場所 令和2年3月27日(金)10時00分から  
那覇空港事務所統合庁舎 2階入札室

#### 4. 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定方法  
(ア) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。  
(イ) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (2) 入札書の記載方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 部分払 無。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 入札者に要求される事項  
本競争に参加を希望する者は、本公告で示した請負内容を確実に履行し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を提出し、契約担当官等の競争参加資格の確認を開札日の前日までに受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (6) 入札書の無効  
本公告に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。  
(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札。  
(イ) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札。  
(ウ) 金額を訂正した入札。  
(エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。  
(オ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札。  
(カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。  
(キ) 技術審査資料等を添付することとされた入札にあっては、当該技術審査資料等が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札。  
(ク) 特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札。  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (7) 代理人による入札  
(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに委任状(様式自由A4版)を提出しなければならない。  
(イ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 本件に関する窓口は、上記3.(1)のとおり。
- (9) その他 詳細は入札説明書による。